

# 審査料等に関する規程

【第7版】

2019年9月24日

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

## 審査料等に関する規程

### 目次

第1条	目的	1
第2条	審査料等	1
第3条	付与登録料	2
第4条	合併・分社に伴う審査料等	3
第5条	再現地審査及び再現地審査費	6
第6条	審査料等の請求及び支払い	7
第7条	規程の公表	7
第8条	改廃	8
附則		8
改訂履歴		9

## 審査料等に関する規程

### 第1条 目的

本規程は、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（以下「CSAJ」という）が、CSAJの正会員及び準会員のプライバシーマーク申請者（以下「申請者」という）に対するプライバシーマーク付与適格性審査（以下「付与適格性審査」という）の実施にあたって、申請者又は付与事業者に請求する申請料、審査料、組織変更申請料（以下「審査料等」という）について定める。

2 CSAJが定める審査料等については、プライバシーマーク付与機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という）が定めるプライバシーマークの申請料及び審査料に基づいて規定する。

3 JIPDECが定める「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」に基づいて、CSAJが申請者の審査を実施する場合の審査料等の請求についても、本規程を準用する。

4 プライバシーマーク付与事業者（以下「付与事業者」という、「申請者」を含む）において、現地審査後又はプライバシーマークの付与の適格性を有する旨の決定（以下「付与適格決定」という）後、事業内容や実施体制に著しい変化が生じた場合、社会的に影響が大きい個人情報の重大な漏えい事故が発生した場合、プライバシーマークの不正使用が発見された場合など、CSAJが「再現地審査」を実施する必要があると判断する時は、付与事業者と協議し、「再現地審査」の有無を判断し、「再現地審査」を実施する場合には、その実施に係る費用の請求についても、本規程を準用する。

### 第2条 審査料等

CSAJは、申請者からのプライバシーマーク申請書類等の受理後、申請者に以下の通り審査料等を請求する。

#### ■申請料・審査料

単位：円（消費税10%を含む）【CSAJへの支払い】

	新規申請			更新申請		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382
審査料	209,524	471,429	995,238	125,714	314,286	680,952
合計	261,906	523,811	1,047,620	178,096	366,668	733,334

CSAJ 審査機関関連規程 003：審査料等に関する規程

現地審査時間	5 時間以内	6 時間以内	8 時間以内	5 時間以内	6 時間以内	8 時間以内
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

- ※ 1：申請料は、CSAJ が 2019 年 10 月 1 日以降に申請書を受領した場合の額です。申請料には、審査関係事務手続き、形式審査などの各費用を含み、申請者の都合で申請を取り下げる場合、振込後の返金は致しません。なお、申請料は、振込前に申請を取り下げても請求します。
- ※ 2：審査料は、CSAJ が 2019 年 10 月 1 日以降に現地審査を実施した場合の額です。審査料には、文書審査、現地審査、改善報告書の確認、審査報告書の作成、付与適格性審査などの各費用を含み、申請者の都合で申請を取り下げる場合、振込後の返金は致しません。なお、審査料は、現地審査後に申請を取り下げても請求します。
- ※ 3：審査料等は、現地審査の実施後 1 ヶ月以内を目処に振込下さい。なお、現地審査の実施前の振込でも結構です。また、プライバシーマークの付与適格性審査を行う「プライバシーマーク審査判定委員会」の開催前日までに審査料等の振込が確認できなかった場合、「プライバシーマーク審査判定委員会」への建議は保留（翌月以降の決定）とします。
- ※ 4：CSAJ は、申請者の現地審査に要する旅費交通費等が、担当審査員 1 人当たり片道 1,000 円以上発生する場合は、CSAJ 制定「現地審査に伴う交通費等に関する規程」に従って、現地審査後に別途請求します。

■事業者規模の区分

		製造業 その他	卸売業	小売業	サービス業
大規模	資本金 従業者数	3 億円超 かつ 300 人超	1 億円超 かつ 100 人超	5,000 万円超 かつ 50 人超	5,000 万円超 かつ 100 人超
中規模		3 億円以下又は 300 人以下	1 億円以下又は 100 人以下	5,000 万円以下 又は 50 人以下	5,000 万円以下 又は 100 人以下
小規模		2 人以上 20 人以下	2 人以上 5 人以下	2 人以上 5 人以下	2 人以上 5 人以下

- ※ 5：大規模は、資本金と従業者の両方が上記数値を超える場合に分類されます。
- ※ 6：中規模は、資本金又は従業者数のいずれかが上記数値に該当する場合に分類されます。
- ※ 7：小規模は、従業者数が上記数値に該当する場合に分類されます。
- ※ 8：資本金の額又は出資の総額が登記されていない無限責任の事業者（合名会社、合資会社等）の場合は、従業者数と業種のみで判定します。また、同様に、資本金の額又は出資の総額が登記されていない社団法人や財団法人なども、従業者と業種のみで判定します。
- ※ 9：「製造業・その他」には、卸売業、小売業（飲食店を含む）及びサービス業を除く全ての業種が含まれ、製造業の他に、例えば、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産業なども含まれます。
- ※10：従業者とは、JIS Q 15001 に基づき、事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）だけでなく、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員なども含みます。なお、役員は常勤・非常勤にかかわらず登記簿記載の全員が対象となります。
- ※11：従業者数の確定は、現地審査時点での人数で判定します。
- ※12：労働者派遣事業者のうち、いわゆる「登録型派遣」を行っている事業者の場合、派遣している実働スタッフも従業者に該当します（PMS 適用対象）が、事業者の規模の判定においては、「登録型派遣」の要員は従業者数に含めません。
- ※13：プライバシーマーク制度では、同一人が個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者を兼務することを認めていないため、従業者が 1 人しかいない事業者の場合は、プライバシーマーク付与の対象になりません。

第 3 条 付与登録料

CSAJ から JIPDEC への付与適格決定後、約 10 日前後で、JIPDEC から申請者に 2 年間分のプライバシーマーク付与登録料（以下「付与登録料」という）が事業規模に応じて以下の通り請求される。よって、申請者は、JIPDEC の指示に従って、プライバシーマーク付与契約を締結し、2 年間分の付与登録料を支払った後、JIPDEC から正式な「プライバシーマーク登録証」が交付される。

## ■付与登録料

(2年間分、単位：円、消費税10%を含む)【JIPDEC への支払い】

	付与適格決定日	小規模	中規模	大規模
付与登録料	2019年10月1日以降	52,382	104,762	209,524

※14：付与登録料は、2年間分の料金で、プライバシーマークの付与適格決定後、JIPDEC から請求されます。なお、付与登録料の振込後、JIPDEC から正式な「プライバシーマーク登録証」が交付されます。

※15：付与適格決定日は、CSAJ が「プライバシーマーク審査判定委員会」（月1回開催）において、申請者のプライバシーマーク付与の適格性を決定した日で、「プライバシーマーク審査判定委員会」の開催日です。

## 第4条 合併・分社に伴う審査料等

JIPDEC が定める「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」に基づいて、CSAJ が申請者の審査を実施する場合、その審査料等は以下の通り申請者に請求する。

### ■JIPDEC の「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」の別表1の類型2～5の何れかに該当する場合

類型2：付与事業者が、他の付与事業者から事業譲渡、吸収分割により、事業を承継するとき

類型3：付与事業者が、非付与事業者から事業譲渡、吸収分割により、事業を承継するとき

類型4：付与事業者が、他の付与事業者（複数の場合を含む。）と合併し、存続会社となるとき

類型5：付与事業者が、非付与事業者（複数の場合を含む。）と合併し、存続会社となるとき

### ●現地審査を実施しない場合

事業環境の変化が小さく、かつ付与事業者が受けた前回の付与適格決定から1年未満の時

単位：円（消費税10%を含む）【CSAJ への支払い】

組織変更申請料	52,382
---------	--------

●現地審査を実施する場合

事務所移転等の事業環境の変化の状況や、付与事業者が受けた前回の付与適格性審査からの経過期間等により、CSAJ が現地審査を必要であると判断した時

単位：円（消費税 10%を含む）【CSAJ への支払い】

	小規模	中規模	大規模
組織変更申請料	52,382	52,382	52,382
審査料	125,714	314,286	680,952
合計	178,096	366,668	733,334

※更新申請の審査料等と同額とする。

■JIPDEC の「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」の別表 2 の類型 6、類型 8、類型 9 の何れかに該当する場合

類型 6：付与事業者が、新設分割により、事業の全部又は一部を新設会社に承継させるとき

類型 8：付与事業者が、吸収合併され、消滅するとき

類型 9：付与事業者が、事業譲渡、吸収分割により、他の事業者に事業を承継させるとき

「申請事項変更報告書」等の提出のみで、費用は無料

■JIPDEC の「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」の 4.3 (1) [類型 7 特例] に該当する場合

※類型 7 特例は、付与事業者から新設会社（非付与事業者）に、プライバシーマークの付与の地位を承継するもの（プライバシーマークを移行するもの）で、付与事業者はプライバシーマークの付与の地位を失う。

●現地審査を実施しない場合

非付与事業者（新設会社）の事務所（本店、本社、実質的な事業拠点などを含む）が、付与事業者の事務所の同一建物内に所在し、かつ付与事業者が受けた前回の付与適格決定から 1 年未満の時

単位：円（消費税 10%を含む）【CSAJ への支払い】

組織変更申請料	52,382
---------	--------

●現地審査を実施する場合

事務所移転等の事業環境の変化の状況や、付与事業者が受けた前回の付与適格性審査からの経過期間等により、CSAJ が現地審査を必要であると判断した時

単位：円（消費税 10%を含む）【CSAJ への支払い】

	小規模	中規模	大規模
組織変更申請料	52,382	52,382	52,382
審査料	125,714	314,286	680,952
合計	178,096	366,668	733,334

※更新申請の審査料等と同額とする。

■JIPDEC の「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」の 4.3 (2) に該当する場合

●現地審査を実施しない場合

非付与事業者の事務所（本店、本社、実質的な事業拠点などを含む）が、付与事業者の事務所の同一建物内に所在し、かつ付与事業者が受けた前回の付与適格決定から 1 年未満の時

単位：円（消費税 10%を含む）【CSAJ への支払い】

組織変更申請料	52,382
---------	--------

●現地審査を実施する場合

事務所移転等の事業環境の変化の状況や、付与事業者が受けた前回の付与適格性審査からの経過期間等により、CSAJ が現地審査を必要であると判断した時

単位：円（消費税 10%を含む）【CSAJ への支払い】

	小規模	中規模	大規模
組織変更申請料	52,382	52,382	52,382
審査料	125,714	314,286	680,952
合計	178,096	366,668	733,334

※更新申請の審査料等と同額とする。

■JIPDEC の「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」の  
4.4（別表 3 類型 7：事業の一部を承継した新設会社に関する特別措置の手続）に該当する  
場合

※類型 7 特別措置は、付与事業者がプライバシーマークの地位を継続し、かつ事業の一  
部を承継した新設会社（非付与事業者）もプライバシーマークを申請する場合で、新  
設会社（非付与事業者）の申請は、新規申請として取扱う。

●申請料・審査料

単位：円（消費税 10%を含む）【CSAJ への支払い】

	小規模	中規模	大規模
申請料	52,382	52,382	52,382
審査料	209,524	471,429	995,238
合計	261,906	523,811	1,047,620

●付与登録料

(2年間分、単位：円、消費税 10%を含む)【JIPDEC への支払い】

	付与適格決定日	小規模	中規模	大規模
付与登録料	2019年10月1日以降	52,382	104,762	209,524

第 5 条 再現地審査及び再現地審査費

付与事業者（「申請者」を含む）において、現地審査後又は付与適格決定後、事業内容  
や実施体制に著しい変化が生じた場合、社会的に影響が大きい個人情報重大な漏えい事  
故が発生した場合、プライバシーマークの不正使用が発見された場合など、CSAJ が「再現  
地審査」を実施する必要があると判断する時は、付与事業者と協議し、「再現地審査」の  
有無を判断し、「再現地審査」を実施する場合。また、再現地審査に係る再現地審査費は、  
CSAJ と付与事業者が予め協議し合意した上で、CSAJ は、再現地審査後、以下の金額を目安  
として付与事業者に請求する。



## ■現地調査費

(単位：円、消費税 10%を含む)【CSAJ への支払い】

	再現地審査の料金
基本料	52,382
時間単価/人	20,952
合計	$52,382 + 20,952 \times \text{審査時間} \times \text{審査員人数}$

## 第 6 条 審査料等の請求及び支払い

審査料等は、CSAJ の発行する請求書に基づいて、CSAJ が申請者の付与適格決定をする前までに、CSAJ の指定する銀行口座に支払わなければならない。但し、振込手数料は申請者の負担とする。なお、審査料等の支払方法や支払期日などについては、CSAJ が発行する請求書に記載する。

2 CSAJ は、申請者からの審査料等の支払予定日の連絡を受けて、CSAJ の担当審査員が申請者の文書審査を開始する。なお、申請者から審査料等の支払予定日の連絡がない場合は、CSAJ は文書審査を開始しない。

3 CSAJ は、申請者の付与適格決定を審議する CSAJ のプライバシーマーク審査判定委員会（以下「判定委員会」という）の開催日の前日までに、申請者から審査料等が支払われない場合は、判定委員会への申請者の建議を保留にする。以降、CSAJ は、申請者から審査料等が支払われるまで、判定委員会に申請者の建議をしない。なお、CSAJ は、申請者が事前に通知した審査料等の支払予定日から 3 か月を過ぎても審査料等が支払われない時は、CSAJ は、申請者に事前に通知した上で、直近に開催する判定委員会で申請者の審査の打ち切りを決定し、申請者に審査の打ち切りを通知する。

4 本規程第 5 条に定める再現地審査費についても、付与事業者（「申請者」を含む）の付与適格決定審査又は事故措置などを審議する CSAJ の判定委員会の開催日の前日までに、付与事業者から再現地審査費が支払われない場合は、判定委員会への付与事業者の建議を保留にする。以降、CSAJ は、付与事業者から再現地審査費が支払われるまで、判定委員会に付与事業者の建議をしない。なお、CSAJ は、付与事業者が事前に通知した再現地審査費の支払予定日から 3 か月を過ぎても再現地審査費が支払われない時は、CSAJ は、付与事業者に事前に通知した上で、直近に開催する判定委員会で付与事業者の審査の打ち切りを決定し、付与事業者に審査の打ち切りを通知する。

5 CSAJ は、申請者及び付与事業者から支払われた審査料等並びに再現地審査費は、申請者及び付与事業者の如何なる理由にかかわらず、返還しない。

## 第 7 条 規程の公表

本規程は、CSAJ Web サイトに公表する。

## 第 8 条 改廃

本規程の改廃は、CSAJ のプライバシーマーク審査室が改廃案を判定委員会に建議し、判定委員会の決議によって改廃を決定する。

## 附則

1. 本規程は、2007 年 7 月 1 日から施行する。
2. 本規程の管理部署は、CSAJ のプライバシーマーク審査室とする。

## 改訂履歴

版	作成／改訂年月日	内 容
初版	2007年7月1日	*新規作成、施行
2版	2007年12月21日	*本規程の改廃手順の変更
3版	2011年3月1日	*JIPDECの「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の改正及び「プライバシーマーク制度基本綱領」等の施行に伴う一部用語等の改定 *JIPDECの「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」の制定に伴う審査料等の規定
4版	2011年4月26日	*JIPDECの「一般財団法人日本情報経済社会推進協会」への組織名称変更に伴う一部改定
5版	2012年4月1日	*CSAJの「一般社団法人コンピュータソフトウェア協会」への組織名称変更に伴う一部改定
6版	2014年3月25日	*消費税増税に伴う申請料・審査料などの改定
7版	2019年9月24日	*消費税増税に伴う申請料・審査料などの改定